

第3編 参考資料

第1章 想定される地震被害を半減させるために必要な耐震化率の推計

鳥取県地震防災調査研究報告書では、旧耐震基準の木造建築物の耐震化率と被害軽減率が試算されています。

被害軽減率を50%とするために必要な耐震化率を試算すると下表のとおりとなります。

| 区分 | 被害軽減率50%とするために必要な建築物の耐震化率 | | | |
|------|---------------------------|-----------|-----------|-----|
| | 鹿野・吉岡断層 | 倉吉南方の推定断層 | 鳥取県西部地震断層 | 平均 |
| 人的被害 | 92% | 69% | 61% | 74% |
| 建物被害 | 87% | 63% | 57% | 69% |
| 平均 | 90% | 66% | 59% | 72% |

よって、想定被害を半減させるためには、旧耐震基準の72%を耐震化（耐震性の不十分を28%以下）することが必要となります。